

事務センターだより

may 2016
毎月15日発行
亀山市学校事務センター

住民税について

学校に勤めている県費負担教職員は、特別徴収(給与天引き)が原則です。
(非常勤講師は除く)

自宅に住民税の払込通知書が届いても、支払いをせず事務職員にお知らせください。

◎6月給与より、平成27年分の収入に応じた額の住民税が、毎月給与天引きされます。

◎1月1日に住民票がある市町村に、県教委が給与で天引きされた住民税を払います。



結婚休暇について(変更)

結婚休暇の取得始期を自分で決められるよう制度が変更され、使いやすくなりました。

婚姻届の日か、結婚式の日等の7日前から一ヶ月後までの間に取れます。
どの日を選ぶかは本人が選択できます。

4月に採用・転勤の方へ

通勤・住居・扶養手当の認定を行い、5月分給与で、4月分と5月分が支給されるように、給与データを入力しました。学校事務センターでも確認しますが、職員自らも5月給与明細で正しく2ヶ月分支給されているか、ご確認ください。

共済組合・互助会について

公立学校共済組合三重支部(共済組合)

職員番号が "〇〇4〇〇〇" の人が共済組合員になります。

三重県公立学校職員互助会(互助会)

職員番号が "〇〇4〇〇〇" "〇〇5〇〇〇" の人が互助会員になります。

〇は1から9までの数字です

共済組合や互助会からの文書は回覧します。又、福利のたよりを配布しますので、しっかり



特殊勤務実績簿について

5月分は5月30日(月)締切
その後、すぐにシステム入力し、6月の給与で支給します。必ず、提出の期限を守ってください。



特色ある学校づくり推進事業

何かを買うときに、今までのように現金で立替払いができなくなりました。
必ず請求書をもってきてください。領収書では支払いができません。